

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の者から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 横手市平鹿町浅舞字蛭野317番地 森谷 康 市ほか6人
  - (1) 縦覧に供すべき書類の名称  
県営浅舞北部地区土地改良事業計画書（区画整理）の写し
  - (2) 縦覧期間 平成31年3月22日から同年4月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
  - (3) 縦覧場所 横手市平鹿町浅舞字覚町後138番地 横手市役所平鹿地域振興局庁舎
- 2 横手市平鹿町下吉田字下福田58番地 加藤 薫ほか5人
  - (1) 縦覧に供すべき書類の名称  
県営下福田地区土地改良事業計画書（区画整理）の写し
  - (2) 縦覧期間 平成31年3月22日から同年4月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
  - (3) 縦覧場所 横手市平鹿町浅舞字覚町後138番地 横手市役所平鹿地域振興局庁舎